

八尾市市税条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第141条 略 附 則 第1条～第12条 略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第12条の2 略 2～18 略 19 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>3分の2</u> とする。 20 略 第13条～第48条 略	第1条～第141条 略 附 則 第1条～第12条 略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第12条の2 略 2～18 略 19 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は、 <u>2分の1</u> とする。 20 略 第13条～第48条 略